

## 神奈川県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (認定申請の添付書類)

**第2条** 法第5条の13第1項の規定により、管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が発行する事前確認適合証を添付する場合は、施行規則第1条の8第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる図書の添付を要しない。

2 前項の規定は、法第5条の16第1項の認定の更新の申請について準用する。

### (認定しない場合の通知)

**第3条** 知事は、計画の認定の申請が、法第5条の14に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（第1号様式）により、管理計画の認定を申請した者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の16第1項の認定の更新の申請及び法第5条の17第1項の管理計画の変更の申請について準用する。

### (報告の徴収)

**第4条** 法第5条の18の規定による管理の状況に関する報告については、報告書等（第2号様式及び第3号様式）により行う。

### (改善命令)

**第5条** 知事は、法第5条の19の規定により、改善命令をする場合は、改善措置命令書（第4号様式）により、認定管理者等に通知しなければならない。

### (申請の取下げ)

**第6条** 法第5条の13第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をした者は、知事の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（第5号様式）により、知事に届け出るものとする。

なお、センターの管理計画認定手続支援サービス（以下「支援サービス」という。）により申請が行われた場合は、これによらず支援サービスにより申請を取り下げができる。

2 前項前段の規定は、法第5条の16第1項の認定の更新の申請及び法第5条の17第1項の管理計画の変更の申請について準用する。

### (管理の取りやめ)

**第7条** 認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、取りやめ申出書（第6号様式）により、知事に申し出るものとする。

### (管理計画の認定の取消し)

**第8条** 知事は、法第5条の20第1項の規定により認定の取消しをする場合は、認定取消通知書（第

7号様式により、当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(認定管理計画の公表)

**第9条** 認定申請をしようとする者が、法第5条の14の認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地及び本県が付与する認定コード等を公表することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年11月28日から施行する。